

令和元年度 11 月から令和 2 年 3 月までに確認された

津久井やまゆり園での支援課題に対する再発防止策の取組状況報告

(芹が谷やまゆり園・令和 4 年上半期)

「再発防止策と取組経過報告書」の令和4年度上半期の取組状況
(芹が谷やまゆり園)

令和4年10月21日

令和4年度における芹が谷やまゆり園の管理に関する協定書第7条第1項に基づき取組状況について、次のとおり報告します。

1 取組期間 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

2 責任者

(1) 総括責任者

園長 守 民夫

(2) 実務責任者

支援部長 山田智昭

3 「再発防止策と取組経過報告書」の策定経緯

令和元年11月から令和2年3月、神奈川県 of 随時モニタリングを受けた津久井やまゆり園は、随時モニタリングで指摘された利用者の支援上の課題に対して、令和2年12月、その後の取組経過と再発防止策を取りまとめた「再発防止策と取組経過報告書」を県に提出した。

4 取組状況

(1) 身体拘束に頼らない支援の実際

ア 身体拘束の実施状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
承諾書の取得人数	0名	0名	0名	0名	0名	0名
実施件数 (県報告件数)	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※ 改善取組み特記事項

実態として身体拘束状況は改善されたが、毎月の行動制限判定会議を実施。会議の中では、緊急実施（医療場面）、保護帽の評価、気になる事案等を確認している。

今後、見守りカメラの運用・活用の議論も含めた「身体拘束に頼らない支援構築」を目指し議論していく。

イ 主な取組み

- ・課長会議の開催（情報共有・周知徹底）

4月5日 5月10日、6月7日、7月5日、8月2日、9月6日 計6回

- ・担当者会議等の状況（回）

	令和4年度上半期
担当者会議	57
見学	5
体験	3
意思決定支援検討会議	0

- ・外部発信

意思決定支援チーム向け研修（令和4年6月14日）

意思決定支援と意思決定支援担当の役割

愛知県豊川市社会福祉協議会主催（令和4年7月29日）

実践から見えてくる意思決定支援の概略と今後の課題・展望

Y ネット 意思決定支援の研修（令和4年9月2日）

神奈川県意思決定支援ガイドライン研修 事例報告

（令和4年9月20日）

社会福祉法人 宝安寺社会事業部 ほうあんふじみのさと

現場実践（令和4年9月21日）

- ・虐待防止基礎研修随時開催

開催回数： 8 回 受講者： 62 名

※ 前期、後期合わせて全職員受講終了する。

(2) 意思決定支援の取組み

ア 個別支援計画の取組み

個別支援計画プロジェクト立ち上げ

・時期：3年5月に発足。今年度継続実施とする。

・内容：個々の受給者証の期間に合わせた個計画作成の見直しを進め、より個別支援計画を意識した支援が提供できるよう、再アセス

メントの重要性、ストレングス視点に立った目標設定、定期的
に評価・検証ができるようモニタリング様式の変更を進めてい
る。PDCA サイクルにより引き続き評価検証を進めていく。

イ 関係機関との連携

コンサルテーションの積極的導入

- ① 名川勝氏（筑波大学講師 日本意思決定支援ネットワーク代表理事）
意思決定支援の本質を学ぶことにより、これから継続した意思決定
支援の取組みを進めていくうえでの支援員の気づきを深める。今後モ
デルケースを設定し、重度知的障害者における意思決定支援のスキ
ームの確立を目指していく。

ウ 利用者本位の考え方に立った支援の実践

・ 第三者委員訪問実績

4月16日	1名 ①園の状況報告 ②家族会出席 ③課別懇談会への出席 ④利用者満足度調査結果報告と今年度実施に向けた相談
5月20日	1名 ①園の状況報告（事故報告、ひやりはっと等）、委員からの助言 ②日中支援課職員との懇談（日中支援課の現況報告、委員からの助言）と活動見学
6月13日	1名 ①園の状況報告（ひやりはっと等）、委員からの助言 ②生活3課職員との懇談（委員より、指定管理選定結果を受けて、支援の確認ではなく、職員との懇談を中心にしたいと要望があり内容変更）
7月5日	1名 ①園の状況報告（ひやりはっと等）、委員からの助言 ②生活2課職員との懇談（生活2課現況報告、委員からの助言）③ユニット内見学 ④利用者相談（指定管理移管かかる不安の相談）
8月3日 （リモート）	1名 ①園の状況報告（ひやりはっと等）、委員からの助言 ②生活1課の取り組みとリスクマネジメント委員会の取り組み報告および委員からの助言
9月9日	2名 ①利用者支援状況の確認と意見交換（利用者の声を反映させる取り組みについての報告、施設におけるサービスの質の向上、利用者の権利擁護を図るうえで必要な意見及び助言に対する対応報告）

・ オンブズパーソン訪問実績

4月8日	2名 ①利用者自治会への出席 ②園の状況報告
5月21日	2名 ①家族会への出席 ②園の状況報告
6月3日	2名 ①利用者自治会への出席 ②生活1課職員との懇談（現況報告、意見交換）

7月1日	2名 ①利用者自治会への出席 ②園の状況報告
8月5日 (リモート)	2名 ①利用者自治会への出席
9月9日	2名 ①①利用者支援状況の確認と意見交換(利用者の声を反映させる取り組みについての報告、利用者自治会を通じての感想や助言)
追加日程	上記年間の活動予定以外でも、指定管理移管関係で利用者からあがった不安について、県の担当者に向けて代弁したり、園の虐待防止研修を視察したりと、たびたび来園いただいた。

・ハンバーガーのつどい・あおぞら委員会(人権委員会)

利用者は各々の自己実現を目指すため、芹が谷やまゆり利用者自治会(以下「ハンバーガーのつどい」という。)の活動を原則月1回開催している。コロナ下においてもリモートで各所を結んで毎月開催をした。

「ハンバーガーのつどい」については、園運営を担う活動の一つと位置付け、利用者に適切な情報提示を行なうと共に自己決定を尊重し、活動に必要な支援を行った。

ハンバーガーのつどいには園長、部長も出席し、園としての対応が必要な場合、その場で返答できるように対応した。また、園の決定会議(運営会議)にハンバーガーのつどい会長、副会長、役員が参加し、直接意見要望を伝え、園側からのその声に応えるための対応を確認した。

(3) 人材育成

ア 虐待防止基礎研修

講師：各園支援部長

開催回数：8回 受講者：62名

* 前期、後期合わせて全職員受講終了する。

イ 支援現場の声を活かす支援の振り返り・セルフチェック

- ・グループ会議における支援の振り返り
- ・職員同士のコミュニケーションを図る取り組み
- ・セルフチェック項目(人権擁護や虐待防止に係る10項目)等についてグループ会議で確認しセルフチェックシートにまとめる。

(4) 権利擁護システムの構築

ア 虐待防止委員会の開催(月1回)

4月5日 5月10日、6月7日、7月5日、8月2日、9月6日 計6回

協議・検討内容

- ① 虐待防止の体制作り、研修に関する事項
- ② 虐待防止のチェックとモニタリングの取組みに関する事項
- ③ 虐待発生後の対応及び再発防止に関する業務点検と改善に関する事項
- ④ その他必要な事項

イ 行動制限判定会議の開催（月 1 回）

4月25日	5月25日、6月24日	7月27日	8月26日	9月27日
計6回				

協議・検討内容

- ① 身体拘束ゼロに向けた現状の課題整理と取組みに関する事項
- ② 毎月の身体拘束の状況確認及び検証・評価
- ③ 身体拘束継続及び解除についての検証・評価及び承認
- ④ その他必要な事項

ウ 身体拘束に係る手続、記録等の整備

・書類上の整備

やむを得ず身体拘束を行うときには、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席している個別支援会議等において、組織として慎重に検討・決定した。また、身体拘束を行う場合には、利用者本人や家族に十分に説明し、了解を得た。

・記録の整備

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録した。

また、個別支援計画には身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載した。各種記録の作成と関連がわかるよう、グループ会議等で内容を確認した。

(5) 組織体制の強化

ア 法人事務局・各園との連携

・法人運営会議（各園の身体拘束の状況を毎月第1回目の会議で報告）

回	開催日	場所	回	開催日	場所
1	4月7日	秦野	9	7月20日	厚木
2	4月28日	秦野	10	8月4日	秦野
3	5月12日	芹が谷	11	8月19日	芹が谷
4	5月26日	秦野	12	9月2日	愛名

5	6月2日	オンライン	13	9月15日	津久井
6	6月7日	秦野			
7	6月16日	オンライン			
8	7月7日	津久井			

- ・総合支援部長会議（各園の利用者状況を情報共有するとともに、身体拘束に係る取組状況及び手続等に必要な書類の整備について検討）

回	開催日	場所
1	4月28日	秦野
2	6月8日	秦野
3	7月13日	秦野

- ・支援に関する内部監査

所属	実施日
秦野精華園・希望の丘はだの	新型コロナウイルス感染拡大による防止策を講じ、3人を一組で構成された監査チームを3班作り、各園を計画的に実施できるよう取り組みを開始する。令和4年6月14日受け入れ。
厚木精華園	
愛名やまゆり園	
芹が谷やまゆり園	

- ※ 内部監査は、各園の支援部長・法人事務局が各園を巡回して実施している。一部の監査に監事が同行することとした。

イ 園内の組織体制強化に向けた取組み

- ・グループ会議、リーダー会議、フロア（課）会議等、会議開催時期に配慮し、園の決定事項や検討事項がしっかり全体周知がなされ且つ、現場の意見や課題等がしっかり吸い上げられるよう連動性を意識した体制を作る。